

熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業 (就労準備支援事業) 実施要綱

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足していたり、複合的な課題があり、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）及び山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の県が適當と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。

業務の契約事務等は県が代表して行う。

3 支援対象者

本事業の対象者については、生活困窮者自立支援法第3条に規定する生活困窮者のうち県内町村部及び山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・宇城市・阿蘇市に居住する者であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

（1）次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

（2）前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 3（1）のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ 3（2）のアに該当しない者であって、3（1）のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 2に掲げる実施主体が設置する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）等が当該事業による支援が必要と認める者であること。

4 選定手続き

- (1) ③に該当する者について、次の手続を経た者を支援対象者とする。
- ア ②に掲げる自治体が設置した自立相談支援機関の策定した自立支援計画（以下「プラン」という。）に基づき、福祉事務所長等が支援決定した者。
 - イ 本事業の目的等について、生活困窮者に十分説明した上で、本人の意向を確認し、参加に関する同意を得た者。
- (2) 自立相談支援機関は、本実施要綱に定める要件を満たす者のうち、本事業による支援が適切であると判断した者について、その対応の可否を事前に事業受託者に協議するものとする。

5 自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の一体的実施

2の実施主体において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施することから、プランの協議又はプランに基づく支援の進捗状況の確認の際に参画すること。

また、これらの事業に従事する者に対して支援の実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を共有することなどにより、緊密な連携を図る体制を確保すること。

6 事業内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、経済的自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

(1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的な内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

(2) 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

(3) 社会生活自立に関する支援

他者との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

(4) 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

(5) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う。

(6) 要支援者の把握による計画的な支援

支援にあたっては、自立相談支援機関等や地域の民生委員協議会等と連携し、要支援者の状況を十分把握し、支援を必要とする者に必要な支援が行われるよう、計画的な支援を行うこと。

特に、実施主体間で支援が偏ることがないよう配慮すること。

7 支援期間

本事業における支援期間は、1年を超えない期間とする。

なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援事業の支援プログラムの再作成を行うこと。

8 支援員の配置

支援員6名以上を配置し、3の支援対象者の支援が出来る体制とすること。

また、6(5)の業務を担当するアウトリーチ支援員を1名以上配置することとする。

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

9 実施上の留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、公共職業安定所と十分な連携を図ること。

(2) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和7年4月1日社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添3「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。

(3) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(4) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。

(5) 当委託業務については、県の承認を得て一部を再委託することができる。

(6) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(7) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施に当たっては、「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成30年3月29日付社援保発0329第3号、社援地発0329第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。

(8) 事業開始後速やかに年間事業計画を策定し、県へ提出し協議を行うこと。計画に変更がある場合は、速やかに県に変更後の計画書を提出し協議を行うこと。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。